

税理士 大城 眞徳

プロフィール
昭和48年1月 開業
kbc学園グループ 理事長

第19回「知って得する・ためになる」

税務トピック!

必見! 中小企業経営者のための新会社法!

(平成18年4月1日施行予定)

1. 新会社法とは

現在の商法第二編(株式会社、合名会社、合資会社に関する法)、有限会社法(有限会社に関する法)、商法特例法(株式会社の規模で中会社に関する法)等を、一つの法典として再編成した会社を規制する新しい法律です。主な狙いは「株式会社を設立やすくし、起業を促進する」ことにあります。ただし、既存の中小企業にも関係の深い改正点が、数多く含まれています。

2. 改正ポイント

①最低資本金規制の撤廃

現在は、会社の設立に一定の条件が付いていますが、その一つとして「最低資本金規制」があります。平成2年の商法改正で導入され、その主な目的は債権者を保護するためでした。

<現行>

・原則:株式会社は**1,000万円以上**、有限会社は**300万円以上**の**資本金が必要**とされています。

・例外:「新事業創出促進法」の特例によって、資本金1円でも会社を設立することが可能。

※1円会社又は確認会社といい、設立する為には、経済産業大臣へ確認申請が必要です。

※設立許可後の条件としては、許可後2ヶ月以内に設立登記し、設立後5年以内に増資をして最低資本金をクリアする必要があります。最低資本金をクリアできなければ組織変更または解散させられてしまいます。又、毎年、決算書を経済産業局に提出する義務があります。

<改正点>

・**最低資本金規制の撤廃**(株式会社は1,000万円、有限会社は300万円の最低資本金が**不要**)となり、特別な手続きを必要とせず、資本金が**1円でも会社の設立が可能**となります。

・新事業創出促進法の特例は廃止され、1円で設立した会社(確認会社)はそのまま存続できると思われれます。また、最低資本金規制はなくなりますが、あくまでも資本金の最低基準がなくなるというだけで、資本金制度そのものがなくなるわけではありません。

<活用メリット>

最低資本金の撤廃により、資金が少なくても起業が可能になるほか、これまで難しかった有限会社からの株式会社への移行がスムーズに行えるなどの利点があります。

株式会社(確認会社を除く)を設立する際、現行会社法では資

本金1,000万円が必要であり、資本金が1,000万以上の設立法人(新設法人)については、設立1期目より消費税の**課税事業者**となっていました。新会社法施行後、新設法人の資本金が1,000万円未満であれば、現行消費税法では設立第1期目及び第2期目は**免税事業者**となる利点があります。

②有限会社制度の廃止

<改正点>

新たに**有限会社の設立はできなくなります**。

<現在の有限会社の選択肢>

次の2つのうちいずれかを選択することになります。

選択①:有限会社のままでいくケース

決算公告不要や取締役の任期が無いなど有限会社に認められている制度が維持できます。

※ただし、経過措置が時限的なものになると株式会社に移行しなければならなくなる可能性が全くないとはいえません。

選択②:株式会社へ移行するケース

株式会社へ移行できる経過措置が予定されています。移行後は取締役、監査役の任期(最長10年)が生じ、決算公告も必要となります。

<有限会社から株式会社へ変更するメリット>

新たに会社を設立するのではなく、社名変更のみで手続きが可能である。

社債の発行が可能となり、外部からの資金調達手段が増える。

これら以外にも大幅に改正が行われていますので、もっと詳しく知りたいという方は、7月27日(水) PM1:30より 産業支援センターにて「新会社法についてのセミナー」を開催しますので是非ご参加下さい。詳細については、当事務所へお問合せ下さい。

緊急決定!

7月27日開催!! 限定20名 要予約!

※定員に達し次第締め切らせていただきます。

中小企業経営者のための

新「会社法」セミナー & 「資産運用のコツ」

第1講義 司法書士 喜屋武力 先生
13:30~14:50

第2講義 日本インベスターズ証券㈱
証券外務員 安座間 宏
15:00~15:30

日時:平成17年7月27日(水) 13:30~15:30
会場:沖縄産業支援センター 会議室306
参加費:お一人様 2,000円

主催:大城眞徳税理士事務所 お問い合わせ
098-876-8231